

1アカウント でんき料金定義書（契約種別：フレックスプラン）

1. 適用

1アカウント でんき料金定義書（契約種別：フレックスプラン）（以下「**本定義書**」といいます。）は、弊社の電気供給約款【**低圧**】（以下「**低圧約款**」といいます。）に基づき電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める料金は、全て消費税等相当額を含みます。

本定義書は、低圧約款の一部を構成します。この場合、低圧約款の規定と本定義書の規定との間に相違又は矛盾があるときは、本定義書の規定が低圧約款に優先します。

弊社から本定義書に定められる契約種別で電気の供給を受けるには、お客さまは記録型計量器（スマートメーター）の設置を必須とします。

2. 契約区分

契約区分は、お客さまのご利用の供給地点設備に応じて、以下のいずれかの区分を自動で適用いたします。

(1) 電灯

電灯又は小型機器を使用する需要に適用いたします。

(2) 動力

動力を使用する需要に適用いたします。

3. 電気料金

電気料金は、基本料金（託送基本料金相当額）、託送従量料金相当額、電力量料金、サービス料金、容量拠出金相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とし契約種別ごとに定めます。

4. 適用条件及び電気料金

適用条件及び電気料金は、次の通りといたします。

(1) 適用条件

【電灯】

電灯又は小型機器を使用する需要で次のいずれかに該当するものに適用いたします。

- ① 契約電流が30アンペア（A）以上であり、かつ、60アンペア（A）以下であること、又は契約容量が6キロボルトアンペア（kVA）以上であり、かつ、49キロボルトアンペア（kVA）以下であること。
- ② 1需要場所において契約区分が動力となる電気供給契約と併せて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペア（A）を1キロワット（kW）とみなします。）又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペア（kVA）を1キロワット（kW）とみなします。）と契約電力との合計が50キロワット（kW）未満であること。

ただし、1需要場所において契約区分が動力となる電気供給契約と併せて契約する場合で、お客さまが希望し、かつ、お客さまの電気の使用状態、供給設備の状況等から弊社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット（kW）以上であるものについても適用することがあります。

す。この場合、弊社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の電気工作物の施設をお願いすることがあります。

【動力】

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1需要場所において契約区分が電灯となる電気供給契約と併せて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

【電灯】

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト（V）又は交流単相3線式標準電圧100ボルト（V）及び200ボルト（V）とし、周波数は、標準周波数 50ヘルツ（Hz）又は60ヘルツ（Hz）とします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト（V）又は交流3相3線式標準電圧200ボルト（V）とすることがあります。

【動力】

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ又は60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

(3) 契約決定方法

契約決定方法は、以下のいずれかといたします。なお、契約当初の契約決定方法は、当該一般送配電事業者等が当該需要場所に定めた方法となります。ただし、当該一般送配電事業者等が負荷設備契約として契約決定方法を定めていた場合は、弊社は実量契約に変更いたします。

① 実量契約

スマートメーターで計測した過去1年間（その月と前11ヶ月）の各月の最大需要電力のうち最も大きい値を契約電力として決定する契約方法となります。

② 主開閉器契約

契約主開閉器の容量に基づき、契約容量又は契約電力を決定する契約方法となります。

③ アンペアブレーカー契約 【電灯のみ】

契約用電流制限器の電流に基づき、契約電流を決定する契約方法となります。

(4) 契約電流 【電灯のみ】

契約電流は30～60Aとし、供給地点設備情報照会上の契約電流によって定めます。原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量又は契約電力の値を引き

継ぐものいたします。また、転居等で新たに供給を開始する場合は、原則として転居先等の供給地点設備の値を適用いたします。

(5) 契約容量

原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量又は契約電力の値を引き継ぐものいたします。また、転居等で新たに供給を開始する場合は、原則として転居先等の供給地点設備の値を適用いたします。

算定する場合は、次により算定いたします。

- ① 供給電気方式及び供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \div 1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100ボルト及び 200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- ② 供給電気方式及び供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \div 1,000$$

(6) 契約電力

原則、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、最も大きい値を契約電力といたします。ただし、弊社と新たに電気供給契約を開始された場合は、契約開始後12月が経過するまで、供給開始日以降の最大需要電力を契約電力といたします。

(7) 託送料金相当額

託送料金相当額（別紙参照）はお客さまの契約区分に応じて、各エリアの当該一般送配電事業者等の託送供給等約款で定められた料金を基に弊社で算出した値といたします。なお、一般送配電事業者等の定める託送供給等約款等が改定された場合、弊社は以下の託送料金相当額を変更することがあります。この場合、託送料金相当額の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の託送費にもとづき計算されるものとします。

- ① 託送基本料金相当額

託送基本料金相当額は、弊社で電気供給契約を締結された需要場所の供給地点設備情報照会上の契約決定方法に従い、託送基本料金相当単価を適用いたします。需要場所の供給地点設備情報照会上の(i)契約区分、(ii)契約決定方法及び(iii)契約電流、契約容量又は契約電力は、弊社との供給開始予定日決定後に送付する「契約締結後書面」よりご確認いただけます。各契約の託送基本料金相当単価は、弊社ウェブサイトにて定期的にお知らせいたします。

$$\text{託送基本料金相当額} = \text{託送基本料金相当単価} \times (\text{契約電流、契約容量又は契約電力})$$

なお、検針期間中に途中解約・新規契約された場合は、日割り計算が入ります。月間使用量が0kWhの場合に限り、半額相当の金額となります。

- ② 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額はその月の使用電力量に需要場所のエリアの託送従量料金相当単価を適用いたします。各契約の託送従量料金相当単価は、弊社ウェブサイトにてお知らせいたします。

託送従量料金相当額（税込）＝託送従量料金相当単価×使用電力量

（8）電力量料金

電力量料金は、市場連動料金といたします。

電力量料金は、お客さまの30分ごとの電力使用量に、その30分ごとの各エリア市場価格をエリア損失率で修正した値を乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計といたします。

【算定式】

お客さまの30分ごとの使用電力×(その30分ごとのエリア市場価格/(1－エリア損失率))×消費税率

① エリア市場価格

JEPXが公表するエリアのスポット市場価格（エリアプライス）をいいます。

② エリア損失率

各一般送配電事業者等が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者等の定める託送供給等約款等が改定された場合、弊社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率にもとづき、電力量料金が計算されるものとします。以下の表にてお知らせいたします。なお、変更後の損失率の料金計算への反映は変更日の属する算定期間の次の算定期間からとします。

（9）サービス料金

サービス料金は以下のとおりです。

なお、サービス料金にかかる使用電力量の端数は、低圧約款第4条第3項の定めによらず、その端数を小数点以下第3位で四捨五入します。

エリア	単位	料金（税込）
北海道電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.6円
東北電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.6円
東京電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.6円
中部電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.6円
北陸電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.6円
関西電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.0円
中国電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.6円
四国電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.6円

九州電力管内	使用電力量1kWhにつき	6.6円
--------	--------------	------

(10) 容量拠出金相当額

容量拠出金相当額は、電気事業法第2条の12第1項に定める小売電気事業者が電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保のため、容量拠出金の額を基に弊社で算出した容量拠出金相当単価にお客さまの使用電力量を乗じた金額といたします（別紙参照）。なお、容量拠出金相当単価にかかる使用電力量の端数は、低圧約款第4条第3項の定めに関わらず、小数点以下第3位で四捨五入します。

また、弊社の電力供給実績を元に電力広域的運営推進機関が算出した弊社のシェア率から年間の拠出金総額（予測）を設定し、それを弊社の年間電力供給量（予測）で割り戻して算出した金額をいいます。なお、電気事業法や電力広域的運営推進機関定款の改定若しくは弊社が負担する容量拠出金の額の変更等に応じ、弊社は容量拠出金相当単価を変更することがあります。この場合、変更内容についてはあらかじめ了承いただいたものとし、事前に弊社のウェブサイトにてお知らせいたします。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

弊社の低圧約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）及び別紙のとおりといたします。

(12) エリア損失率

エリア損失率は次の通りといたします。

エリア	損失率
北海道電力管内	7.9%
東北電力管内	8.5%
東京電力管内	6.9%
中部電力管内	7.1%
北陸電力管内	7.8%
関西電力管内	7.8%
中国電力管内	7.7%
四国電力管内	8.1%
九州電力管内	8.6%

附則

実施期日 2026年7月1日